

# NHKは

# 視聴者・国民に対して放送法を遵守する法的義務があります



## NHKは視聴者の声に真摯に耳を傾けよ

NHKの行動指針には「視聴者のみなさまの信頼を大切にします」「お問い合わせには、迅速でいねいに答えます、ご意見ご要望は真摯に受け止め、番組制作や事業活動に生かします」などと記載されています。受信料でNHKを支えている視聴者国民の声に真摯に耳を傾け、放送法を遵守し、豊かで、かつ、良い番組を放送するよう強く求めます。

### 放送法4条第1項

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
2. 政治的に公平であること。
3. 報道は事実をまげないこと。
4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

### 放送法81条

1項、豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

戦前の放送は、戦争推進の一翼を自ら担ってきました。新憲法が施行されてから、放送の意義は憲法21条が規定する表現の自由の保障のもとで、国民の知る権利を實質的に充足し健全な民主主義の発展に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものとして、放送法1条(目的)が制定され、視聴者からの受信料によって成り立つ自主自立の公共放送として新制NHKは出発しました。

## 受信契約は有償双務契約です

受信契約は有償双務契約でNHKは放送法を守る義務があります。義務が守られない場合に受信料の支払いをストップできないのはあまりにも一方的で不公平です。

戦後は国民のための公共放送として出発したNHK

## 政府見解垂れ流しの報道姿勢が続くNHK

NHKは靱井勝人氏の会長就任時の発言で、「政府が右を向けという時に、NHKが左を向くというわけにはいかない」などと発言、「NHKはアベチャンネル化した」とまで言われました。安保法案(戦争法)報道では政府見解に沿った解説や首相発言の伝達が中心で独自の調査・取材がなく、共謀罪法案をテロ等準備罪呼ぶなど上田良一会長に変わってから現政権の政策垂れ流しの報道姿勢は変わっていません。

## テレビを設置しただけで、なぜ契約をしなければならないの？

テレビを設置してもNHKを見ない人もいるのに契約を強制(契約の自由がある)されるのは納得できません。



国民の知る権利の充足(放送法1条)は民放にもあり、NHK番組を見たくない人まで受信料を義務付ける根拠にはなりません。

## NHK問題を考える奈良の会

2018年7月 発行：NHK問題を考える奈良の会  
奈良市登大路町5修徳ビル2階 奈良合同法律事務所内  
電話：0742-26-2457  
連絡先 齋藤紀彦 (090-567-55049)

# NHKは放送法を守ってニュース報道をせよ!

奈良・NHK裁判

## 受信料を支払っている原告126名が集団提訴

平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認請求事件(第1事件~第4事件)

### 放送法遵守義務確認裁判とは

NHKは放送法第4条を遵守せずに、政府与党寄りに偏った放送を継続している。原告は政治的に公平で、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの論点を明らかにするなどの公共放送を享受する権利を害され、精神的苦痛をうけている。権利侵害の損害賠償を求める裁判です。

### 裁判の経過と今後の進行

◇2016年7月最初の提訴、続いて1次、2次、3次集団提訴

◇2018年5月まで延べ17回の口頭弁論が行われた。

◇2018年7月9日すべての訴訟が併合され審理される。

原告側は①放送受信契約は有償双務契約で対価性がある。②受信契約者に対しては放送法4条を守る義務がある、と主張しNHK側に強く回答を求めるも相変わらず反論がないので、裁判官に適切な訴訟指揮をするよう要請している。

・裁判は今後立証の段階に入る。原告、放送ジャーナリスト、民法の専門家などを証人申請し、採用させたい。

### 原告は何を訴えているの？

原告の主張

- ①放送法第4条、NHK策定の国内番組基準は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するためのものであり、受信契約上国民に対して法的義務を定めたものである。
- ②放送受信契約は、「有償双務契約」であり、NHKは視聴者から受信料を受け取る対価として、放送法第4条、国内番組基準を遵守して放送する義務を負う。  
□昨年12月6日最高裁判決において、受信契約の成立には、視聴者・NHK双方の意思表示の合致が必要であるとし「特殊負担金」説を否定した。

### 一切応答しないNHKの不当な態度

NHK側の主張は

- ①放送法4条は公法上の義務で受信契約者に対しての義務はない
- ②受信料は「特殊な負担金」で対価性のもではない。確認の利益を欠くから却下すべきと答弁書を一度出しただけで、17回の口頭弁論で、原告の主張や反論、疑問に一切応答せず、無視を決め込んでいる。

奈良地方裁判所 民事部1B係  
島岡 大雄裁判官は公正な審理を!!

次回口頭弁論

日時：10月1日(月)14時  
奈良地裁101号大法廷